

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

～薬局における感染拡大防止等支援事業～

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料

- 令和2年6月16日 厚労省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局事務連絡
 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」
 厚労省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡
 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施にあたっての取扱いについて」
- 令和2年7月1日 厚労省医政局医療経理室、健康局結核感染症課事務連絡
 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第3版）について」
- 令和2年7月14日 『「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」医療機関等の申請マニュアル～医療機関等用～』
 Ver 1.0 2020.07.14

事務連絡等

MPSコメント

資料No.20200717-1070

本資料は、2020年7月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業予算が成立

2020年6月12日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる新規事業として、薬局を含む医療機関等における感染拡大防止等にかかる費用の補助について、第2次補正予算が成立

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

4月30日(第1次補正予算)で成立した事業

- ・ 相談窓口設置事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業
- ・ 入院医療機関設備整備事業
- ・ 帰国者・接触者外来等設備整備事業
- ・ 感染症検査機関等設備整備事業
- ・ 感染症対策専門家派遣等事業
- ・ 重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
- ・ DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
- ・ 医師等派遣体制の確保事業
(第2次補正予算により薬局薬剤師も対象に追加)
- ・ 医療搬送体制等確保事業
- ・ ヘリコプター患者搬送体制整備事業
- ・ 地域医療支援体制構築事業
- ・ 休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
(第2次補正予算により薬局も対象に追加)
- ・ 外国人患者受入れのための設備整備事業

6月12日(第2次補正予算)で成立した事業

- ・ 重点医療機関体制整備事業
- ・ 重点医療機関等設備整備事業
- ・ 対応従事者慰労金交付事業
- ・ 救急・周産期・小児医療体制確保事業
- ・ **医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業**

青文字は第二次補正予算成立に伴い
薬局薬剤師が対象として追加された事業

新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業について

●対象施設

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う保険医療機関、**保険薬局**、訪問看護ST、助産所

●対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用
(令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象)

●1施設当たり補助の上限額

病院	200万円 + 5万円 × 病床数
有床診療所 (医科・歯科)	200万円
無床診療所 (医科・歯科)	100万円
薬局 、訪問看護ST、助産所	70万円

●申請について

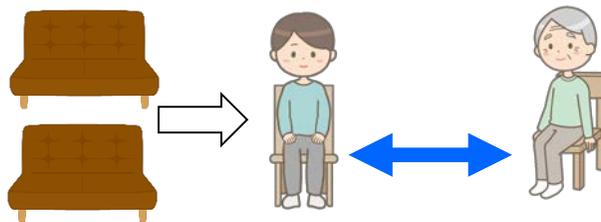
申請区分	申請先	申請書・添付書類	受付開始時期	申請回数
概算交付申請 (申請日以降に見込まれる費用も併せて申請し、事後に実績報告)	国保連	申請書・事業実施計画書	・オンライン請求システム：7月20日頃予定 ・WEB申請受付システム：7月25日頃予定	1回限り
精算交付申請	都道府県	都道府県に確認が必要	都道府県に確認が必要	

薬局の感染拡大防止対策としての取組例

共通して触れる部分の消毒等



新型コロナ疑い患者と他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等



電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保

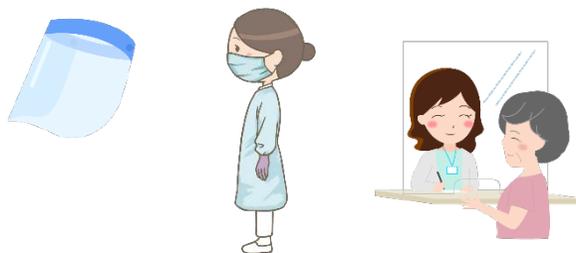


事前の予約（整理券の配布など）を行い、患者に適切な対応を周知

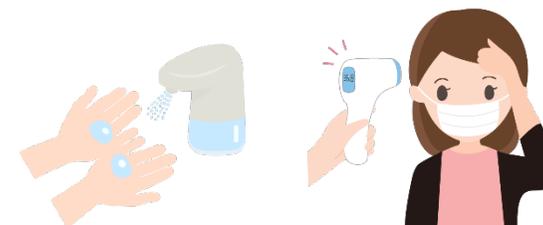
番号順にお入りください
現在：●番



感染防止のための个人防护具等の確保



医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）



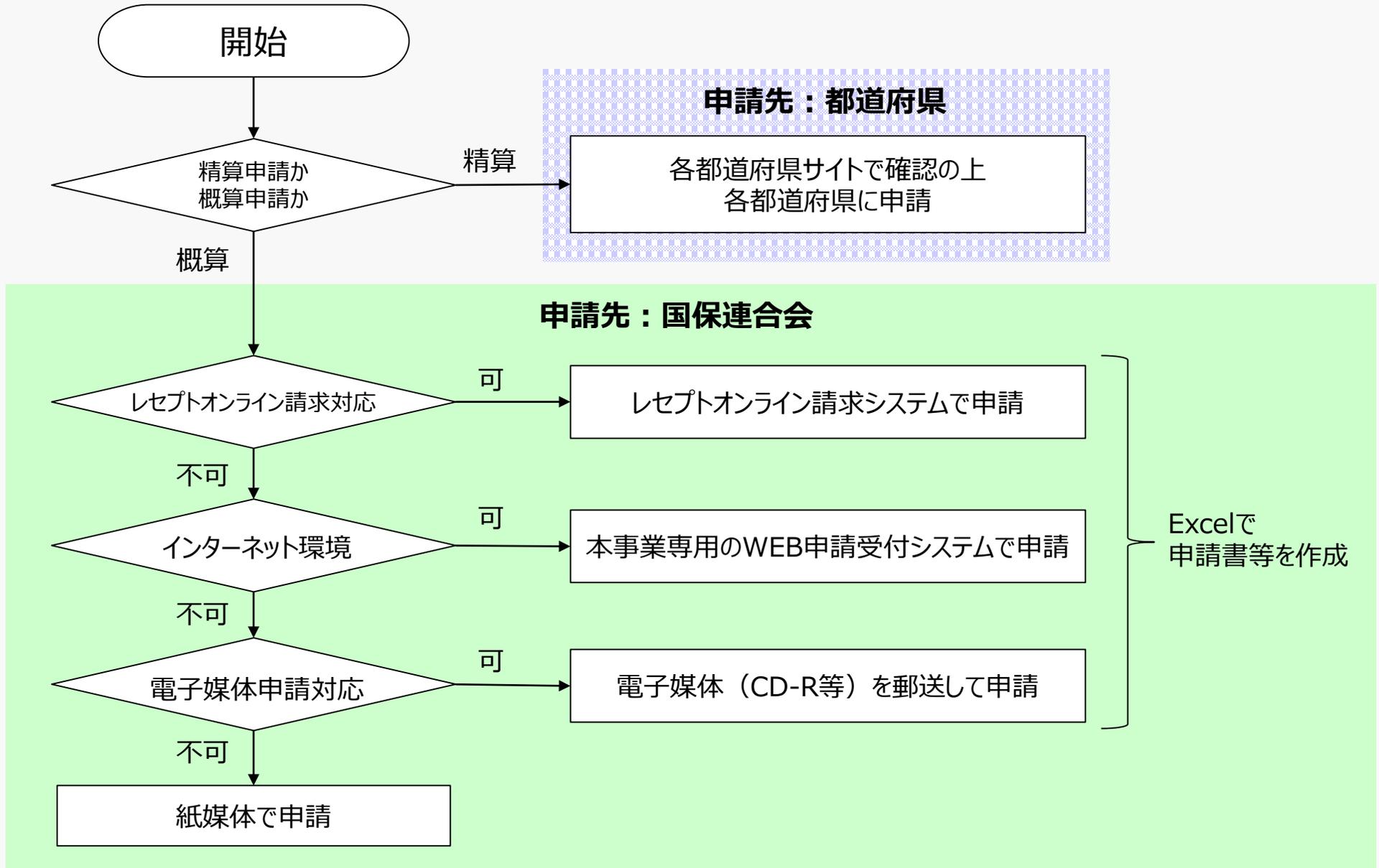
各対象科目に該当する費用（医療機関・薬局等共通）

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

賃金・報酬	感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
謝金	感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
会議費	感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
旅費	感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
需用費	消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費 等
役務費	職員の感染に係る保険料 等
委託料	施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 等
使用料及び賃借料	寝具リース料 等
備品購入費	HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費 等

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、**幅広く補助の対象経費となる**

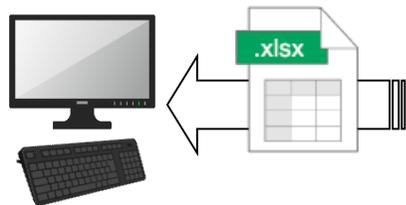
申請方法判定フローチャート



本資料は、2020年7月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

申請の流れ（概算交付申請）①

①申請書を各都道府県サイトから入手
（紙媒体の申請書は各都道府県の担当課から入手）



②申請書入力
Excelは自動転記される項目もある



③申請書確認
（Excelのみ）



④提出用ファイルの出力
（Excelのみ）

⑤申請書の提出

詳細は国保連が作成するマニュアルを確認

○オンライン請求システムの場合

- (1)国保連の「オンライン請求システム」に、レセプト請求で使用しているID・パスワードでログイン
- (2)本事業の申請画面にアクセスし、提出用ファイルを取り込む

8月以降の受付期間は
毎月15日～月末まで

○WEB申請受付システムの場合

- (1)国保連サイト内の本事業専用の「WEB申請受付システム」にアクセス
- (2)メールアドレスを登録して、仮パスワードが送付された後、利用者登録を行う
- (3)「WEB 申請受付システム」にアクセスし、提出用のファイルを取り込む

○電子媒体（CD-R等）を郵送する場合

- (1)提出用のファイルを、CD-R等の電子媒体に格納
- (2)各都道府県の国保連に郵送※受付期間は毎月15日から月末までの間（必着）

○紙媒体を郵送する場合

- (1)記載した「様式1 申請書」と「様式2-2 事業実施計画書」を同封し、各都道府県の国保連に郵送※受付期間は毎月15日から月末までの間（必着）

【電子媒体（CD-R等）郵送での注意事項】

- 〈1〉診療報酬請求のファイルとは、別々の電子媒体で提出する
- 〈2〉電子媒体に、油性マジック等で「医療・感染拡大防止等支援事業」「医療機関等コード」「医療機関等名」を記載
- 〈3〉送付用の封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書きする

〈2〉



〈3〉



紙媒体送付時も同様

申請の流れ（概算交付申請）②



精算交付申請

精算交付申請は、都道府県に申請を行い都道府県から振込が行われる

詳細は各都道府県サイトを確認

問い合わせ先

- 厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
 - ・電話番号 03-3595-3317
 - ・受付時間 平日の9時30分～18時

厚労省マニュアルでは
7月20日頃の予定と記載

- 国保連への申請時のシステムに関する問合せについては、国保中央会にヘルプデスクを設置